

戦略Note

懲戒処分ルールブック

～トラブルを回避する適切な運用手続の基本～

山本社会保険労務士事務所 代表 山本 武志

■逆ギレ紛争を予防する原則を理解しよう

1つひとつ列挙するまでもなく、不祥事は日々起きている。顧問弁護士をおき、人事部と法務部が入念に打ち合わせ、ときに組合幹部と事実を共有し、懲罰（賞罰）委員会を開き、ルールに従い粛々と懲戒処分を下せる会社は実は少数ではないか？ ある日突然に不本意な報告を受けて、「裏切り者め！ そんな奴は、即刻クビにしろ！」と経営者が怒鳴り散らす姿のほうがりアルだったりする。しかし、昨今は、「その懲戒処分は一方的であり、処分の内容も不当です。つきましては会社を訴えます！」などと“逆ギレ”されるケースも多々ある。よくよく調べてみたら、本当に悪いのは当人ではなく隠蔽を画策した上司だったなどという誤解が判明した場合は、さらに取り返しのつかない事態に発展する。かといって、トラブルリスクを恐れ日々の違反行為まで見逃すようでは職場の秩序は維持できない。イレギュラーな人事案件のうちでも難度の高い「懲戒処分」について、専門家に原則を整理していただいた。ポイントはルールの明確化、適切なプロセス、処分内容のバランスということになりそうだ。（編集部）

CONTENTS

- No. 1 懲戒処分にはルールがある
- No. 2 懲戒処分実施の流れ
- No. 3 就業規則への規定①
[どのような行為を処分の対象とするか]
- No. 4 就業規則への規定②
[どのような処分内容とするか]
- No. 5 懲戒の種類① [戒告・譴責]
- No. 6 懲戒の種類② [減給]
- No. 7 懲戒の種類③
[出勤停止、降格・降職、諭旨解雇]
- No. 8 懲戒の種類④ [懲戒解雇]
- No. 9 事実関係の調査
- No.10 処分の決定①
[7つの原則、罪刑法定主義・効力不遡及の原則]
- No.11 処分の決定② [二重処分禁止の原則]
- No.12 処分の決定③
[合理性・相当性、平等取扱、個人責任の原則]
- No.13 処分の決定④
[適正手続の原則]、非違行為の防止

■山本武志（やまもとたけし）：

特定社会保険労務士。1970年生まれ。京都産業大学卒業。会計事務所にて12年間勤務し、顧客企業の人事労務に関する諸問題について、経営者と共に解決策を考え、実行支援を行う経験を積んだ後、京都府宇治市にて独立。現在は、労使紛争の防止・解決支援等、会社経営において発生する労務リスク対策を中心に活動している。「経営者の想いを大切に、具体的かつ現実的な支援」をモットーとしている。



■山本社会保険労務士事務所：

●住所：〒611-0043 京都府宇治市伊勢田町井尻71-12 ●TEL：0774-46-5321 ●URL：http://www.sr-y.com/